

平成 20 年 9 定 議会基本条例等調査特別委員会

益田副委員長

だから今おっしゃったとおりなんで、今のような言葉で、ある程度きちっとした方がいいというふうに私は思っていますので、そこはちょっと詰めます。

予算を組み立てする一番前から指摘していきたいという、そういうことがあるんだけど、それは法律上許されていませんので、そのどこからというところをきっちりやらなきゃならないと、よく分かりました。

相原委員

高度な議論なので、ちょっとよく分からないんだけど、確認させていただきたいんですけど、予算編成というのは、調製権というのが知事にあって、それは侵しちゃいけないのは当然なんですけど、説明を受けるということが、調整権に何でかかわるんだろうと、権利を侵害することになるんですか。私はどのプロセスでも説明を求めたり受けたりすること自体は、何ら問題ないというふうに今までは思っていたんですけど、そういう理解でよろしいんじゃないですか。

政策調査課長

法令上の解釈としては、相原委員のおっしゃるとおりでございます。ただし、予算というのは、申し上げておりますとおり、あらかじめ計算したり整理したりするものでございますので、確定するまでは、整理がつくまでは予算とは言えないという議論も一方でございます。

したがいまして、そのプロセスで、不確定なものを説明しろというのは難しいだろうと、流れているものを途中で切り取って説明することはできないというのが、執行部からの通常の説明だと思えます。

小川委員

私たち、この骨子案について、いろいろ議論をした中で思っていることなんですけれども、当然、条例ができれば、運用規定なり細則なりをつくると思うんです。そうしますと、細則の中で明らかにしておいた方がいい部分というものと、それから条例文の中でどういうふうな書き表し方をするのがいいのかというのが出てくると思うんです。

ですから、予算の編成で説明を受ける時期であるとか、細かい部分については、細則の中でしっかり書いていく、解釈していく、そして一番強く求めたいもの、そういうものだけをしっかりと条例文の中に書き込むと、そういうスタンスを我々はとりたいなというふうに考えております。

そういった点からいきますと、この 15 条についても、いろいろと御議論はあるかと思うんですけど、知見の活用するときにも、ここの手法が知事でどうなるかというお話を先ほどもしましたけれども、それはちょっと当局の方の反論はあるかと思えますけれども、調整原案で出された書き方というのは、これは大筋で盛り込んでしかるべき内容なのかなと、あとは法制的な考え方があろうかと思えます。そこで調節していただいて、差しつえない限り、細かいところは、細則、解釈本の中できちっと示していく、そういう形がよろしいのではないかと考えております。

益田副委員長

小川委員に聞きたいんですが、一番最初に小川委員がおっしゃった 13 条の「知事等と

の関係」は、先ほど福田委員がおっしゃったとおり、これは8条の4項の方でかなり整理をしていこうと、我々もそういうことがあって、こういうふうになっていってるんですが、この辺のところはどうですか。そうではなくて、ここの13条でちゃんとやれっていうことですか。

小川委員

13条でしっかりと知事等に対する監視、評価等の役割ということで書いていただきたいと思います。

というのは、第8条の県議会の役割と書いてあることというのは、4号についてどういうふうに書き込むかというのは、別なんですけれども、「知事等の政策等の実施状況」というのは、事務事業、議会でいろいろと委員会等で詰めている事務執行に関してというふうに特化されているのではないかなというふうに、私たちは受け止めているんです。第8条の4号、それはそれで全体の第8条のバランスを考えると、それでいいんじゃないかと。第13条の方では、全般、政治姿勢であるとか事務執行以外のことも含めて、きちっと見ていくんだよというところを出した方がいいんじゃないか、そういう意見なんです。

益田副委員長

「知事等」という言葉で、第13条に「県議会は、知事等との立場及び権能の違いを踏まえて」と、ここに書いてあるんですが、「その役割を果たす」ということではやっぱり物足りないでしょうか。

小川委員

はい。政治姿勢であるとか事務執行以外の不祥事が今多いということを考えれば。

益田副委員長

それも「知事等」には、それは入らないでしょうか。

小川委員

そうじゃなくて、知事等の事務執行というふうに、この間、当局が来たときに第8条の4号のところで「知事等の政策等」と「政策等」と書いてあれば、事務執行だというお話があったんです。「政策等」というのが事務執行なのであれば、それ以外の政治姿勢とか、ふだんの行動に対しても、我々の監視評価をするべきだと、事務執行以外に関しても監視評価をするべきだということを言いたいので、ここはきちっと書いてもらいたい。そういう意味です。

益田副委員長

ですから、第13条には「政策等」は取ってあるわけです。8条の4号には「政策等」というかなり限定されたことをいってあるんですが、13条では「政策等」は取ってあるわけです。

今、小川委員のおっしゃるようなこともイメージしながら、「知事等」のそういう今おっしゃる不祥事という特定したものをいえば、そういったことも含めて、日常的ないわゆる彼らの行動、作業その他についても、こういうことまで表現したいので、これでは駄目と、こういうことですか。